

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部改正について

(付議の要旨)

廃棄物処理手数料の改定を行うため、世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する。

1 主旨

平成29年10月に廃棄物処理手数料の改定を行うため、平成28年第3回定例会に世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改定理由

現行の廃棄物処理手数料は、前回の平成25年10月1日改定以降、3年近く経過し、廃棄物手数料原価との乖離が生じているため、受益者負担の適正化と事業系一般廃棄物の削減を目的として、改定する。

また、動物死体処理手数料についても、実際に区で処理を行う際に要する費用と乖離が生じているため、受益者負担の適正化を目的として、改定する。

3 改定内容

(1) 事業系一般廃棄物、家庭廃棄物臨時・多量排出時、粗大ごみ

対象範囲	現行手数料	改定手数料	差額
1 事業系一般廃棄物処理手数料	36.5円/kg	40.0円/kg	3.5円/kg
ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するとき	別表1のとおり		
2 家庭廃棄物臨時・多量排出時の処理手数料	36.5円/kg	40.0円/kg	3.5円/kg
3 粗大ごみ処理手数料	別表2のとおり		

(2) 動物死体処理手数料(動物の死体1頭につき)

(現行手数料) 2,600円 (改定手数料) 3,100円

4 改定時期

平成29年10月1日施行予定

5 有料ごみ処理券の取扱い

(1) 廃棄物処理手数料の改定に伴い、新しい額面・デザインの有料ごみ処理券を発行する。新券の交付時期は平成29年10月1日とし、現行券の交付終了時期は平成29年9月30日(予定)とする。

(2) 有料ごみ処理券の切替えにあたり、有料ごみ処理券を添付して排出する事業者が混乱をきたさないよう、現行券について新手数料の施行後1ヶ月間(予定)の使用を認める経過措置を設ける。

(3) 有料ごみ処理券を添付して排出する事業者が、現行券を経過期間後も保有するときは、事業者に不利益を生じさせないよう、現行券と引き換えに手数料を還付する。

6 事業者及び区民への周知

事業者及び区民に対しては、広報紙、ホームページ、ポスターの掲示やチラシの配布等により周知を行う。

なお、事業系一般廃棄物の改定について、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合は共同して、一般廃棄物処理業者に対しては清掃工場等でのチラシ配布、排出事業者に対しては有料ごみ処理券販売所でのポスター掲示、チラシ配布等を行う予定である。

7 今後のスケジュール

- 28年 9月 区民生活常任委員会へ報告
- 9月 区議会第3回定例会へ改正条例案を提案
- 29年10月 新手数料施行

別表1 事業系有料ごみ処理券の額面料金（処理券1枚あたりの料金）

券種	現行料金	改定料金	差額
小 10㍑	69円	76円	7円
中 20㍑	138円	152円	14円
大 45㍑	310円	342円	32円
特大70㍑	483円	532円	49円

* 事業系有料ごみ処理券の額面料金は、1㍑あたりの重量を0.19kgと換算して算出する。

例：10㍑の場合 $10 \text{㍑} \times 0.19 \text{kg} \times 40.0 \text{円/kg} = 76 \text{円}$ （円未満切捨て）

別表2 粗大ごみ処理手数料の改定内容

主な品目	現行手数料		改定手数料		差額	
	通常料金	持込料金	通常料金	持込料金	通常料金	持込料金
布団、扇風機、照明器具、電気掃除機、ビデオデッキ 等	300円	200円	400円	200円	100円	0円
自転車(16インチ超)、湯沸器、電子レンジ 等	700円	300円	800円	400円	100円	100円
シングルベッド(マット除く)、浴槽、食器洗い乾燥機 等	1,000円	500円	1,200円	600円	200円	100円
ダブルベッド(マット除く)、オルガン 等	1,800円	900円	2,000円	1,000円	200円	100円
両そで机	2,500円	1,200円	2,800円	1,400円	300円	200円

* 粗大ごみの処理手数料は、各品目を重量に応じて5つの区分に分類し、各区分の標準重量に廃棄物処理手数料単価を乗じて算出する。

例：10kg以下区分（布団など） $10 \text{kg} \times 40.0 \text{円/kg} = 400 \text{円}$ （百円未満切捨て）